

集団的自衛権の行使容認の撤回を求める声明

7月1日、政府は集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行いました。戦争の惨禍への痛切な反省の上のうちたてられた日本国憲法をじゅうりんし、日本を再び海外で戦争をする国へと導く集団的自衛権の行使容認は断じて許すことはできません。政府に対し直ちに撤回するよう強く求めるものです。

戦後日本は、平和憲法を持つ国として努力を重ねることで、今日にわたり海外からの信頼を積み上げてきました。そして平和への希求は産業分野にもおよび日本の経済発展の基礎を築いてきました。集団的自衛権の行使容認は、営々と積み上げられてきた日本の平和主義を、一片の政府解釈だけで根絶やしにするものです。

日本国憲法は国の最高法規です。加えて憲法99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官 その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と憲法擁護義務を掲げています。こうして憲法には、権力者の権利濫用を防止し、立憲主義を貫くことが要請されているのです。それにもかかわらず、政府解釈で内容を自由に変更できることが容認されるならば、民主主義の土台が一気に崩壊してゆくことになるでしょう。

また政府は、憲法25条が示す国民の「健康で文化的な生活を営む権利」についても「道義的目標にすぎない」との立場に立つとともに、社会保障・社会福祉の総抑制路線と市場化・営利化の道を突き進んでいます。政府解釈で憲法9条がじゅうりんされることを許してしまうならば、いまだ確立途上の国民の「権利としての社会保障」にとっても、これまでに築き上げてきたわずかな到達をも大きく掘り崩していくことにつながりかねません。

立憲主義と恒久平和主義に反対する、集団的自衛権行使容認の閣議決定は違憲であり、憲法九十八条「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」に照らしても無効です。私たちは内外の幅広い個人・団体とともに、閣議決定の撤回、平和とくらしよい日本の政治を取り戻す運動を広げていくために奮闘する決意です。

2014年7月8日

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会幹事会